平成２２年（フ）第３００５号
札幌市豊平区旭町６丁目１番27―202号
債務者　白石　千秋（旧姓辺見）
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午後４時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０８０号
札幌市中央区南９条西９丁目１番９―202号
債務者　田中　秀樹
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午後４時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０８７号
札幌市白石区本通17丁目北３番20―308号
債務者　若松　亮子（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午後４時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０８８号
札幌市北区新琴似７条２丁目２番50号　モンヴェール麻生Ｃ―102号
債務者　及川　一美
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午後４時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４８９号
横浜市都筑区勝田町266番地１　勝田団地30―507
債務者　井上　伸枝
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７４１号
横浜市中区赤門町１丁目４番地　森ビル204号室
債務者　浮遣智映こと　金　　順実
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７５９号
横浜市港南区上大岡東２丁目47番４号
債務者　藤田　　泰
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８０５号
横浜市磯子区杉田８丁目13番４号　上山アパート202号
債務者　鈴木　武俊
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８２９号
横浜市戸塚区平戸３丁目10番７―Ａ２号
債務者　木賀　友恵（旧姓岡・橋本）
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８３２号
横浜市保土ケ谷区岩間町２丁目104番地４　ライオンズマンション保土ケ谷第５・210号
債務者　和知　佑介
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９１３号
神奈川県大和市下鶴間2556番地10
債務者　菅原由美子（旧姓白川）
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９４２号
神奈川県大和市つきみ野１丁目１番地７　エンゼルシーズンフォートつきみ野204号
債務者　東郷真紀子（旧姓友成）
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９４８号
横浜市神奈川区松本町４丁目31番地１　浅賀荘201号
債務者　進藤　　晃
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９４９号
横浜市神奈川区松本町４丁目31番地１　浅賀荘201号
債務者　進藤貴美代
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５３３号
相模原市中央区千代田５丁目11番14号　グレース千代田301
債務者　小椋　万美（旧姓星）
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５５０号
相模原市中央区淵野辺本町１丁目22番３―101号
債務者　中野メイ子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部